

栃木市立岩舟中学校 いじめ防止基本方針(R6)

令和4年8月、本校の生徒会役員生徒が参加した、「栃木市“あったか栃木”いじめ防止子どもフォーラム」において、次の宣言文を出しています。

○わたしたちの行動について

私たちは、信頼関係を大切にして、いじめで困っている人がいたら、決して傍観者にならず、友達と助け合って改善しようと努力します。

○親へのお願い

お父さん、お母さん、私たちの小さな変化に気づいても、私たちを信じてそばにいてください。

○先生方へのお願い

先生方、クラスの様子や私たちに気を配り、信頼関係を深めて、いつでも相談しやすい存在でいてください。

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織を挙げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校評価において目標の達成を評価します。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 定期的にいじめ防止のための実態調査を実施し、生徒同士の人間関係の状況把握を図るとともに、いじめを訴えやすい雰囲気醸成します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう学業指導（「集団づくり」や「授業づくり」への取組）を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 生徒会を中心としたいじめ根絶に向けての生徒の自主的な取組を指導支援します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が決して抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を一本化し、迅速かつ丁寧に対応します。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたり、謝罪させたりしたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

5 いじめの解消に向けて

- いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることとします。
 - ①いじめに係わる行為が止んでいること
 - ②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ③いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するように努めます。
- いじめ対策委員会は、いじめが解決に至るまで、いじめられている生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。
- いじめられた生徒及びいじめた生徒については、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

6 重大事態への対応

- いじめ防止対策推進法第28条第1項のとおり、次の2つの場合を重大事態と判断します。
 - ①いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合は、いじめられた生徒の安全を確保するとともに、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対応します。また、直ちに所轄警察署等の関連機関に通報し、適切な援助を求めます。

7 いじめの相談・通報窓口

いじめの相談・通報は、教頭が窓口となって対応します。

連絡先 岩舟中学校 0282-55-2129